

摂津市中小企業等 物価高騰対策支援金

原油価格や物価の高騰により経営に影響を受けながらも、事業の継続に努める事業者を対象に、事業者の負担軽減及び事業継続を支援するため、支援金を給付します。

対象者

次の全てに該当する方が対象です。

- (1) 令和4年12月1日までに摂津市内に事業所を有し、事業を開始している中小企業・個人事業主（中小企業基本法、または、中小企業信用保険法に規定される者）
- (2) 個人事業主は「事業」に係る収入を有する者
- (3) 直近の決算期または1年間において、以下の金額以上の経費が発生していること
法人 10万円以上
個人事業主 5万円以上

※以下の支援金のいずれかを受け取ることができる事業者は対象外です。

- ・医療施設等物価高騰対策支援金
- ・介護サービス事業所等物価高騰対策支援金
- ・障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金
- ・民間保育所等物価高騰対策支援金
- ・障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金

(ただし、法人で支援金の受給額が10万円未満の場合は、10万円との差額を受け取ることができます。)

給付額

法人 **10万円** 個人事業主 **5万円**

必要書類

- (1) 摂津市中小企業等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 摂津市内に事業所を有することがわかる書類
- (3) 事業に係る収入を有することがわかる書類 ※個人事業主のみ
- (4) 事業に係る経費が確認できる書類
- (5) 支援金の振込先口座がわかる書類
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 委任状 ※申請者・請求者と振込先口座名義人が異なる場合のみ

※申請書兼請求書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）は、市HPからダウンロード、または市役所4階産業振興課の窓口で入手できます。
必要書類の詳細は申請の手引きをご覧ください。

申請方法

申請書に必要書類を添付し郵送、もしくは申込フォームから電子申請してください。

申請期間

令和5年1月4日（水）から令和5年3月10日（金）まで ※当日消印有効

〈申込先・問合せ先〉

〒566-8555 摂津市三島1丁目1番1号 摂津市役所 産業振興課 商工労政係
電話：06-6383-1362



給付対象チェックシート

下記のチャートで確認してください。

令和4年12月1日までに摂津市内に事業所（店舗）を有し、事業を開始している中小企業※・個人事業主で、今後も事業を継続する意欲がある。※みなし大企業除く

いいえ

はい

以下の物価高騰対策支援金の対象となっていない。

- ・医療施設等物価高騰対策支援金
- ・介護サービス事業所等物価高騰対策支援金
- ・障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金
- ・民間保育所等物価高騰対策支援金
- ・障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金

（ただし、法人で支援金の受給額が10万円未満の場合は、10万円との差額を受け取ることができます。）

いいえ

はい

以下に該当する法人ではない。

- ①一般社団法人
- ②財団法人
- ③学校法人

いいえ

はい

直近の確定申告または市県民税申告で事業収入（売上）がある。

直近の決算期または1年間において、以下の金額以上の経費が発生している。

法人：10万円 / 個人事業主：5万円

いいえ

はい

給付対象です。

必要な書類を用意し、郵送または申込フォームから申請してください。

給付対象者ではありません。

よくあるお問い合わせ

Q 個人事業主とはどのような者をいいますか。

A 確定申告書（B）第1表において、「事業」の欄の収入がある方をいいます。不動産収入があり、開業届を出されている場合でも、「事業」欄に収入がなければ、本支援金の対象外となります。

Q （個人事業主で）摂津市内に住んでいますが、事業所が摂津市外にあります。対象ですか。

A 対象になりません。

Q 市内に複数の事業所を有していますが、事業所ごとに複数申請ができますか。

A 代表者が同一人物であれば、申請できるのは、法人または個人事業主あたり1回限りです。

Q 令和4年度に開業したばかり、または令和3年は所得が48万円以下で確定申告をしていませんが、本支給の対象となりますか。

A 法人設立届出書、個人事業の開業届出書及び売り上げ・経費の確認書類を提出できる方は対象となります。令和3年の所得が48万円以下で確定申告をしていない場合は、個人事業主の方に限ります。